



御 監 第 139 号
平成 29 年 2 月 13 日

御 前 崎 市 長 柳 澤 重 夫 様
御前崎市議会議長 増 田 雅 伸 様

御前崎市監査委員 加 藤 英 男
御前崎市監査委員 大 澤 満

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査(工事監査)を実施したので、同条第9項の規定により、監査結果に関する報告書を次のとおり提出します。

平成 28 年度
定期 監 査 結 果 報 告 書

(工 事 監 査)

御前崎市監査委員

平成 28 年度 定期監査報告書（工事監査）

1 **監査の対象** 平成 28 年度 地震対策事業
池新田地区津波避難タワー建設工事
(所管課)総務部防災課

2 **監査の期日** 平成 29 年 2 月 2 日(木)

3 監査の方法

監査の対象は、平成 28 年度に実施している土木工事等の中から抽出した。
実施にあたっては、事前に対象工事の所管課から監査資料及び関係資料の提出を求め、関係職員等から説明を聴取するとともに、確認等を行うため現地調査を実施した。

4 監査の結果

監査対象の工事は、いずれも目視の限り設計図書及び施工計画書に沿っておおむね適正に施工されており、施工中の現場は、整理整頓・安全衛生管理の状況も良好なものでした。また、工事関係書類の整理状況も、おおむね適正に執行されているものと認められた。

5 監査の意見

工事監督員の指示事項及び協議結果について、記録を整備することとされています。現場の諸状況により口頭でなされた場合であっても、事後に記録を残すことで責任の所在の明確化を図るようお願いします。資材の搬入の遅れにより工期が延長されていますが、早期に工期延長の手続きを取るべきであると思います。また、事業には市の財源を充てていること、国庫補助金をいただいているという概念を常に忘れずに、適正な事務処理及び施工に努めてください。

6 工事の概要

件名	平成 28 年度 地震対策事業 池新田地区津波避難タワー建設工事
契約方法	制限付き一般競争入札(電子入札) (入札日 平成 28 年 6 月 9 日)
契約日	当初契約 平成 28 年 6 月 15 日 変更契約 平成 29 年 1 月 23 日
請負金額	当初契約 146,880,000 円 変更契約 147,871,440 円

工 期	当初契約 着手 平成 28 年 6 月 16 日 完成 平成 29 年 2 月 3 日 変更契約 着手 平成 28 年 6 月 16 日 完成 平成 29 年 2 月 17 日
工 事 場 所	御前崎市 池新田地区
請 負 業 者	株式会社 増田組
工 事 概 要	目的:避難困難地域の解消を図るため、津波避難タワーの建設を実施 構造:鉄骨(溶融亜鉛メッキ) 避難面積:110 m ² (最上階) 利用可能人数:110 人 高さ:海抜 17.9m(道路から 11.9m 敷地から 13.0m)

7 現場監査の様子

